

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 カインズホーム静岡羽鳥店
- (2) 届出日 平成 23 年 5 月 19 日
- (3) 届出内容 法附則第 5 条第 1 項に基づく変更届（既存店の変更の届出）
（荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の短縮）

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯が短縮されるものの、搬出入は計画的になされているため、大店立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の短縮により、新たな騒音が発生することはないため、大店立地法に定める市の意見はない。

※市意見の審査の対象となるものは変更事項に関するもののみである。